



熊本県公報

号外第41号

平成22年12月22日(水)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 1

登 載 依 頼

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年12月22日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第34号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則(昭和63年熊本県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。第1項を次のように改める。第1条の見出し中「給与の特例」を「給与」に改め、同条を以下同じ。)の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞金、その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。)が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。)が、外務公務員俸給等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当(当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日か派遣先の機関の所在する国に在る大使館に在る外務公務員及び在外公館に在る在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号以下「外務公務員給与法」という。)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤労手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の在外公館に在る場合、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、乗じて得た額とする。

同条第3条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額(派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合は、外務公務員俸給等相当年額)を超えてはならない。

3 職外員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号以下「一般職の派遣職員が、熊本県一般職の職員等に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号以下「熊本県立学校職員給与条例」という。)第5条第4項、熊本県立学校職員給与条例(昭和29年熊本県条例第19号以下「熊本県立学校職員給与条例」という。)第6条第4項の規定により標準給与数(一般職員給与条例第5条第5項、熊本県立学校職員給与条例第6条第5項及び市町村立学校職員給与条例第6条第5項)を定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準給与数をいう。)を昇給するものとする。

8 第1項、第6項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数がある場合は、100分の1未満の端数をあてはならないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める職員)
- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(平成22年熊本県条例第50号。以下「改正条例」という。)附則第2項の人事委員会規則で定める職員は、改正条例の施行の日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員とする。
(改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員)
- 3 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員とする。
(給与の額の計算)
- 4 前2項のいずれかに該当した職員の給与は、人事委員会が適当と認める日を当該職員の派遣の日とみなして第3条第1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。